

鳥取県告示第750号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年2月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年12月11日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

1 申請のあった年月日

平成21年12月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人因幡の山と里

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

福原 寛之

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡智頭町大字智頭2072-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、中山間地域の生活者に対して、持続可能な農林業で文化的、経済的に豊かな生活が送れるよう、また河川の上流域の環境を守り美しい自然を子孫へと継承することができるように支援する事業を行い、もって誇りある農山村生活の実現に寄与することを目的とする。